



広報

No.474

2015.12

りしり



10月31日

第33回 子ども文化の集い





# 平成27年度 利尻町表彰式

平成27年度利尻町表彰式は、11月3日利尻町役場大会議室で開催され、町議会議員並びに関係者が出席し、利尻町の振興発展に貢献していただいた方々をたたえ行われました。本年は次の方々（3名）が受賞されました。

町長から受賞者皆様のご功績等の紹介と受賞者へのお祝いの言葉があり、受賞者を代表して北村信之さんがお礼の言葉を述べられました。



利尻町杓形字蘭泊  
北村 信之氏

永きにわたり、蘭泊自治会長として、町内自治会の円滑な運営と地方自治振興に寄与されました。

## 功労表彰者



稚内市港3丁目4-31  
高井 早苗氏

「コーラス島の音」設立にご尽力され、永きにわたり、本町の文化振興に寄与されました。



利尻町杓形字緑町  
佐藤 悟氏

永きにわたり、利尻町交通安全指導員として、町民の交通安全意識の高揚に寄与されました。

## 善行表彰者



利尻町杓形字本町  
中川 眞知子氏

## 厚生労働大臣表彰

（国民健康保険関係功績者）

昭和53年2月より36年余りの永きにわたり、利尻町国民健康保険運営協議会委員として、国民健康保険事業の運営等にご尽力され、その功績が認められ厚生労働大臣より表彰されました。

# 叙 勲 受 章

## 瑞宝単光章

(統計調査功勞)

藤田 武利氏



昭和54年から平成26年まで35回(毎年)にわたり工業統計調査の調査に従事したほか、農業基本調査18回、漁業センサス13回、国勢調査10回、その他の調査20回以上に従事されてきました。

30年以上の永きにわたり工業統計調査員として調査の重要性・必要性について十分認識し、迅速かつ正確な調査の実施に努められました。また調査対象者には調査の必要性を説き、精度の高い調査結果の確保に尽力された功績は極めて大きなものがあり、「瑞宝単光章」を受章されました。

## 北海道スポーツ 推進委員表彰

利尻町杵形字日出町

糺屋 真理氏



平成15年4月より12年以上の永きにわたり、スポーツ推進委員として地域の人々の健康で明るく豊かな生活の形成に多大なる貢献をされ、その功績が認められ表彰されました。

## 交通安全功勞者 北海道知事感謝状

利尻町杵形字神居

前川 修士氏



永年にわたり、交通安全運動の推進に積極的に取り組まれ、北海道の交通事故防止に大きく寄与されたことが認められ、北海道知事より感謝状が贈呈されました。

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」

平成27年10月8日からの最低賃金は**764円**

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用されます。

## 平成27年 第3回町議会定例会

第3回町議会定例会は9月15日に招集され、2日間の審議を終え、補正予算など、いずれも原案のとおり可決しました。主なものは次のとおりです。

### 【条例改正】

#### ◆利尻町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○本条例は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、特定個人情報取扱について必要な措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

#### ◆利尻町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○本条例は、本年十月五日からの社会保障・税番号制度（通称・マイナンバー制度）の導入に伴い通知される「通知カード」及び本人申請により交付される「個人番号カード」の再交付が予想されるため、このことに関する定めを条例に追加し、一部改正するものです。

#### ◆利尻町立保育所条例の一部を改正する条例

○本条例は、当町における少子化対策並びに子育て支援の拡充、更には移住・定住を促進するために、これまで同一世帯内の複数児童が同時に入所した場合に限り、二人目を当該徴収金額の二分の一、三人目を無料としていたものを、第三子のみを入所であつても、その第三子入所児童を無料とすること、利尻町ふるさと定住促進条例に規定する転入奨励金支給者及び利尻町漁業後継者報償金交付事業実施要綱に規定する対象者の入所児童については、当該徴収金額の二分の一にするものです。なお、本条例改正による適用は、本年十月一日からであります。

### 【事件案】

#### ◆財産の取得について（戸籍総合システム）

契約者

北海道市町村備考資金組合

契約金額

一千二十七万七千二百円

### 【人事案件】

◆本定例会において、諮問・同意された人事案件は次のとおりです。

○教育委員会委員

糀屋 佳郎 氏

○人権擁護委員

佐孝 直美 氏

○固定資産評価審査委員

米田 和則 氏

### 【補正予算】

◆平成二七年度利尻町一般会計補正予算（第二号）

千円としました。歳出の主なものは次のとおりです。

○地域情報通信基盤整備事業（光ケーブル等移転工事等） 六九万円

○個人番号カード関連事業（個人番号カード関連事務委任交付金等） 八六万一千円

○その他地域活性化事業（縁結び事業補助金等） 七十万五千元

○その他商工振興事業（地域ふれあいプレミアム付商品券追加発行支援事業委託金等） 七三万七千元

○中学校教育振興事業（利尻町中学校体育連盟等活動費補助金） 一四一万三千元

歳入歳出それぞれ一千五  
一三万七千円を追加し、予  
算総額を三五億六九八万



# 意見書を提出

## 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。しかし、山村では人口の減少と高齢化が急速に進み、近い将来、自治体の存続が危ぶまれる事態も想定されている。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援してきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するため、国においては、施策の充実・強化を図ることを強く要望する。

※意見書内容は一部抜粋

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

本定例会において、意見書を提出し、原案の通り可決しました。意見書は、内閣総理大臣他、関係行政省庁に提出いたしました。

## へき地級地の現行維持と

### 学校格差の解消を求める意見書

「へき地教育振興法」は昭和二十九年に制定され、憲法・教育基本法の理念である教育の機会均等をへき地の教育に保障するため、国及び地方公共団体がなすべき施策と国及び道の財政保障を規定しています。

この法律の制定から六十年が過ぎ、科学技術・通信網等は格段の進歩を遂げていますが、一方で人口の都市部集中・へき地での各種サービス機能の低下や医療過疎の進行・学校の統廃合など、都市部とへき地との格差は拡大し、その相対的へき地性は一層広がっているのが私たちの実感です。

特に、離島である利尻町の小中学校においては、距離的、自然的、時間的なハンディがある中で、都市部と変わらない教育活動を実現するために、学校関係者、保護者、地域が連携し、町をあげて教育活動の充実を図っているところですが、その中で、現在へき地四級や五級の指定を受け、様々な補助制度をいただいていることは保護者、地域住民の大きな支えとなっています。是非、利尻町に限らず、宗谷の離島の現行級地維持を求めます。

へき地級地のダウンは、そのまま教育条件の後退であり、教育の父母負担・自治体負担を増やすことに直結します。こうした事態が生まれないよう、強く要請致します。

※意見書内容は一部抜粋

【提出先】北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道人事委員会委員長

# 碎石事業会計決算認定される

◆七月二三日に、平成二六年度利尻町公営企業会計（碎石事業会計）決算審査が行われ、第三回町議会定例会に監査委員からの意見書を添付し審議され、原案のとおり認定されました。決算の内容は次のとおりです。

## 平成26年度 利尻町公営企業会計決算審査報告 (利尻町碎石事業会計)

### ◎収益的収入及び支出

#### 【収入】

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減
事業収益	333,624,610	346,881,651	13,257,041
営業収益	246,574,610	267,337,094	20,762,484
営業外収益	37,050,000	47,044,557	9,994,557
繰越製品	50,000,000	32,500,000	△ 17,500,000

#### 【支出】

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額
事業費	330,634,806	328,361,622	2,273,184
営業費用	319,258,806	318,449,818	808,988
営業外費用	6,922,000	6,922,000	0
特別損失	4,454,000	2,989,804	1,464,196
予備費	0	0	0

# 平成26年度 各会計歳入歳出決算を認定

## ◎決算の内訳

区 分	収 入 額	支 出 額	差 引 額
一 般 会 計	36億5,019万2335円	35億8,930万9,750円	6,088万2,585円
国保事業特別会計	3億7,938万6,468円	3億6,840万2,367円	1,098万4,101円
後期高齢者医療特別会計	4,882万4,829円	4,728万9,313円	153万5,516円
介護保険特別会計	2億7,880万4,444円	2億7,115万6,755円	764万7,689円
簡易水道特別会計	8,468万9,209円	8,148万 829円	320万8,380円
下水道事業特別会計	1億5,178万5,139円	1億4,975万8,154円	202万6,985円
漁業集落排水施設事業特別会計	5,887万3,012円	5,646万6,586円	240万6,426円
し尿前処理事業特別会計	1,788万2,196円	1,788万2,196円	0円
港湾事業特別会計	2億6,650万6,270円	2億6,650万6,270円	0円
特別養護老人ホーム特別会計	2億1,226万2,809円	2億 792万6,109円	433万6,700円
宿泊施設特別会計	2億2,214万7,920円	2億2,118万7,125円	96万 795円
合 計	53億7,135万4,631円	52億7,736万5,454円	9,398万9,177円

# 平成26年度 決算に基づく健全化判断比率 及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化と財政の再生、また公営企業の経営の健全化を図るための行政上の措置を講ずることによって、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。法の規定により平成25年度決算に基づく利尻町の健全化判断比率及び資金不足比率について次のとおり報告がありました。

## 1. 健全化判断比率

	健全化 判断比率	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
実質公債費比率	16.7	25.0	35.0
将来負担比率	98.9	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率はゼロ又はマイナスは「－」表示となります。  
※健全化判断比率のうち、ひとつでも早期健全化基準以上となった場合、財政健全化計画を策定し財政の健全化を図ることとなりますが、平成26年度決算では全ての比率が基準を下回っています。

## 2. 公営企業の資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
碎石事業会計	—	20.0
簡易水道特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
漁業集落排水施設事業特別会計	—	20.0
宿泊施設特別会計	—	20.0
港湾事業特別会計	—	20.0

※資金不足比率は、資金不足額がないかマイナスの場合「－」表示となります。  
資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業会計は、経営健全化計画を定め、経営の健全化を図ることとなりますが平成26年度決算に基づく資金不足比率は、全公営企業会計で資金不足額がないため、比率の算定はありませんでした。

# 第1回臨時議会

第一回町議会臨時議会は、八月一二日に招集され、会期を一日とし、同日閉会しました。

審議された内容は次のとおりで、原案のとおり可決されました。

◆工事請負契約の締結について（利尻町立中学校建設工事（建築主体））

契約者

藤・惣万・吉安・七尾  
経常建設共同企業体

代表 藤建設株式会社

代表取締役社長

藤 田 幸 洋

契約金額 十億三三三万円

◆工事請負契約の締結について（利尻町立中学校建設工事（電気設備））

契約者

利尻電業株式会社

代表取締役

越 智 力

契約金額 一億八百万円

◆工事請負契約の締結について（利尻町立中学校建設工事（機械設備））

契約者

株式会社 恵菱設備

代表取締役社長

北 川 治 樹

契約金額 一億四一四八万円

◆専決処分の承認を求めることについて（特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例）

本条例は、根拠法令であります介護保険法等関係法令の改正に伴い、利尻町特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正するものです。主な改正内容は、これま

で法律等により、一律百分の九十に据え置かれておりました居宅介護サービス費等の保険給付の給付率に、第一号保険者について一定の所得基準を定め、保険給付の給付率に百分の八十が追加されたことから、その関係する条文をそれぞれ改正するものです。



## 町議会議員町内視察

去る十一月二日、平成二七年度に施行されている町内各所の工事等進捗状況把握のため、議員による町内視察が実施されました。担当課長より説明を受け、仙法志漁港整備事業・杵形港整備事業・利尻町立中学校建設工事・碎石プラント整備事業など三ヶ所を視察しました。

視察終了後、問題点等についての意見交換・検討協議を行いました。



利尻町立中学校建設工事を視察

町政の主人公は町民の皆さんです!

# 議会を傍聴しましょう

定例町議会は年4回（3・6・9・12月）に開かれます。



# 一般質問



**Q** 本町の一人当たりの保険税が、二三町村の内、七番目に高いという結果から、何らかの見直しをし、緩和する事が出来ないか。

**A** 国保に入っている方々の負担を少しでも軽減するよう工夫しながら努めて参りたいと思います。

**谷議員** 国民健康保険税について、本町の一人当たり二二町村の内、七番目に高いという結果が出ていることから、何か見直しをして緩和をすることが出来ないのか、町長の見解をお伺い致します。

**保野町長** 現在本町の国民健康保険に加入している方は世帯数で四一二世帯、全世帯数の三五%余りであり、被保険者数にして六七七人、町民全体の三〇%余りであります。この六七七人の年間の医療費を診療の際に窓口で支払う個人負担や国の負担分などの特定財源を差

し引いて、残った所要額分を被保険者で相互扶助していき、それが原則であります。そこで大事になることは、一年間の国保加入者の医療費などをどの程度に見込むかということになります。過去三年間の平均医療費や医療の内容、医療費の伸びの傾向など総合的に検討して、当該年度の全体医療費を見込みまして、前年度の国保被保険者の所得を確定、五月末をもって所要額を確保するための税率を検討することになります。この税率は所得割、資産割、均等割、平等割という四つの区分により賦課されまして、一人当たりの保

険税額が算定されることとなります。相互扶助という目的からすれば、負担する世帯数や被保険者が多ければ多いほど、一人当たりの負担は軽くなるのが考えられますが、一方ではさらに医療費が増えることにもなるわけであり、基本的には四一二世帯、六七七人で負担することになりますので、これが今ご指摘されましたような大変重い負担になるわけであり、そういうことを総合的に判断して負担能力、担税力の関係もありますので、一般会計から収支の支援分ということでは繰出しをしながら一人当たりの税額が高くなるという調整もしてきているというのが実情であります。そうした総合的な内容も含めて税率等を本町の国保運営協議会に諮問をいたしまして答申をいただき、それを議会に諮って決定するということ順であります。平成二

六年度で一七〇〇万円が一般会計から国保会計に繰出しをされており、本年度も前回六月の議会でご審議をいただきまして、一〇〇万円の繰出しの議決をいただいているところであります。ただ、国保よりも高い保険料の社会保険に入っている町民の方が納めている税金を国保会計に繰出すということになりますので、充当する限度額も出てくるわけであり、ご指摘のとおり平成二四年度・二五年度で本町は全道で七番目に高い保険料となっております。その要因は先ほども申し上げましたが、医療費の見込みや実績にも左右されるわけですが、この制度の中には軽減措置もありますし、一般会計からの繰出し等で調整した上で七番目になったというところであります。ご質問の見直しをして緩和することが出来ないかということになりますと、まず大きなことは、医療費を出来るだけ増やさないということだと思います。そういう視点から本町では、町民の皆さんに

より健康で暮らしていただくために、くらし支援課保健指導係、保健師たちが中心になりまして、町民の健康をしっかりとフォローしていくための各種事業を展開しているところであります。本町の国民健康保険事業の体制は少ない加入者で多くの高齢者を支えていくことになっておりまして、大変厳しい実態であります。市町村が保険者となっていて国民健康保険事業を続けていることは本町だけではなく、道内や全国の多くの市町村が厳しい実情となっていて、政府の社会保障制度改革国民会議で国保財政を立て直すために運営主体を広域化して、都道府県単位に再編することとしておりますので、本町も含めて多くの市町村がより健全な体制になると期待をしているところであります。国は平成三〇年を目安に広域化というふうな言っており、これにより助かるところと負担が増すところも出てくることに



なりませんので、何とか良い方向に進むよう期待をしながら、本町の実態と経緯をお話しして、一般質問の答弁とさせていただきます。

**谷議員** 平成二五年から毎年三年間でだいたい四万円ずつ上がっていて、現在、最高額が八五万円となっております。国では広域化して都道府県に再編する案が出されており、まだ決定はされていない状況にあります。これが決定されれば均衡がとれて良い方向に進むのかなと思っております。ただ、被保険者は漁業者とか商業の個人事業者がほとんどであり、今町がまさに進めている移住定住促進の観点から、税の高い町に人が来るとは思えません。やはり見直すところは住宅や税の問題であり、本町の受け入れ態勢は万全を期すべきだと思います。今一般会計から繰入しているのも承知しておりますが、何とか知恵を絞っていただいで、もう少し緩和していかない

と、最高額がすぐ一〇〇万円に近づいてしまうと申します。町長が先ほど申しておりますが、国が果たして都道府県にきちんと委ねて均衡を図れるような制度ができるのかどうか、一応平成三〇年を目処としていえるようですが、今現在は何も決定されていないということですから、出来ればもう少し一般会計から繰入をし、先ほどから何回も言いますが、移住定住の関係や地方創生の関係からも、緩和に向けた考えはないのかお伺いします。

**保野町長** 保険税も一般税もそうですけども、前の年の所得が確定して、ルールに沿って負担してもらえらるものと思います。ただ、先ほどお話ししたように国保に加入していない人たちの税金を、そこにつき込むことが健全な国保会計を維持するため一つの政策だということ念頭に置きながら、国保運営協議会にも相談する際、このくらい収支不足

になります。一般会計から支援をして国保会計に入っている被保険者世帯の方々に少しでも軽減することをお図りたいということでご理解をいただいで、議会で議決をもらっているところであり、ただ、一般会計の繰出しが一〇〇万円と考えているものが、医療費が伸びても、すでに決定した税率ですから年度途中で被保険者の方に税金を増額するというわけにはいきませんから、不足分は一般会計からまた追加して繰出ししなければならぬ状況にあります。一般町民の方々は国保会計に多少過分なもの繰出しされてもきつとご理解はいただくと申しますが、その限度額もきちんとメリハリのつく、社会保険加入者の方のご理解もいただけるようなものにならないと思いません。それから保険税が高ければ移住定住も難しいんじゃないかという指摘ですが、それは今住んでいる町民皆さんと同じような負担

をしていただきなから、馴染んでいただかないと申しませんので、転入のための支援や定住するための支援については国保会計の保険税とは別の視点から応援することも政策としてやらなければと思っております。ご指摘されている過去二四年度、二五年度の結果がそういうことでしたので、それはそれとして真摯に受け止めて、今後の国保会計の維持に関係者、議会も含めてご説明をさせていただきます、出来るだけ国保会計に入っている方々の負担を少しでも軽減するよう工夫しながら努めて参りたいと思っておりますので、実情をぜひご理解いただきたいと思います。

し一般会計からの繰入をして、緩和をしていただきたいと思えます。本町に転入してきて、また隣町にも同じような人が転入して、本町の方が隣町より保険税が高いということも知り合いになると出てくる可能性も将来的にはあると思われれることから、隣町と同程度の負担としていただけるよう、申し上げまして私の質問を終わります。

**保野町長** その年によって繰出しが多い年も少ない年も医療費の絡みであります。ただ、国保会計に入っている若い人達、漁船漁業も含めて隣町の例は具体的に言いませんが、国民健康保険に入っている人達の負担している額が本町とは開きがあるように思いますから、必ずしも三三番目にこだわりはありませんが、順位を下げるために多額の繰出しを一般会計からすべての町がしているということ順位が動いているということではないと思えます。元々

**谷議員** この平成二五年度の統計の一覧表を見ますと、一二三町村のうち本町が七番目、隣町が三三番目であり、その金額にも結構差があるわけですが、やはり町は違っても利尻島は一つです。合うようなことで、もう少し

の会計での相互扶助の中で負担すべき立場の人達が負担している額も本町よりも多いということもぜひご理解をいただきたいと思えます。お話ししたように出来

るだけの努力をしながら関係町民の皆さん方の負担を少しでも軽くするように努めて参りたいと思えますので、ぜひご理解をいただきます。と思います。

## 2問目

**Q** 一人世帯用のバリアフリー対応住宅を建設する考えはないか。

**A** 高齢者対策の面を念頭に置きながら、町民に迷惑をかけないような住宅政策に努めたい。

**谷議員** 町営住宅の運営について、現在世帯向け住宅に一人で住んでいる戸数が二六戸であり、高齢化も進行しておりますことと、若い人達が世帯をもった時に空きがないと困る状況になりかねないので、一人世帯用のバリアフリー対応住宅を建設する考えはないか、町長の見解をお伺い致します。

**保野町長** まず本町の公営住宅の現状を申し上げます。公営住宅三七棟一四八戸、若年単身者住宅五棟三〇戸、総数で四二棟一七八戸を有しております。その中で世

帯向け住宅に一人で住んでいる戸数は、沓形地区で二六戸、仙法志地区で四戸、合わせて三〇戸であります。年齢層別に見ますと、六〇歳未満の方がその三〇戸のうち九戸、六〇歳代が一〇戸、七〇歳代が六戸、八〇歳代が五戸となっております。この一人住まいの方々も初めから一人住まいであった方ばかりではありません。配偶者に先立たれて現在一人暮らしということもあるわけでございます。また、ご質問の中でも触れておりますバリアフリーの住宅も高齢者向け単身者用住宅が八戸、世帯用住宅が四

戸整備されております。また、入居の事例を一つご紹介いたしますと、同じ棟の中に高齢者の方と若い世代の方と一緒に棟もありまして、冬期間の住宅周りの除排雪を若い人達がやってくれるとか、異世代の人同士が協力をし合いながら生活をしているところもありまして、良い環境だと思っております。高齢者の皆さんのためにバリアフリー化を進めて行くことはもちろん大事なことでと思いますが、高齢者だけをまとめるということの不自りも一方では排除することもまた必要と考えます。また、若い人達が入居希望を出しても空きがないというご心配の点もご意見をいただきました。現状では公営住宅に入居して住み替えを希望している方には、すべて応えきれているわけではありませんが、待機者には概ね対応出来ていると認識しております。ただ、本来の住宅政策を考えますと、今人口減少に歯止めをかけ

るために移住定住対策を大きな柱に据えて政策を進めておりますので、中でも基幹産業である漁業の後継者を確保する事業の一つに漁師道があり、これらの方達を受け入れるために、まず対応しなければならぬこととは住むところの確保でありまして、公営住宅で最初の対応をしている現実があります。ただこれから長く漁師として漁業活動をしていく上で、公営住宅に居るといことが必ずしも便利な住環境ではないと思いついて、漁師の現役を降りて空き家になった住居の活用も考えており、住み替える環境を整えば公住に空き室が出ることとなります。また、全体の住宅政策を考える上で、町職員も公営住宅にかなり入居している現状にあり、それは職員住宅が整備されていない事情もあることから、やむを得ない事として今まで公営住宅に職員が入居していた歴史があります。ご指摘をいただいている公営住宅の在り方

について総合的な住宅政策が必要と思ひまして、職員の福利厚生視点からも今後考えていかなければならないと思っております。こうしたことが進むことで公営住宅の対応が緩和され、今後、増えてくることも考えられる若い人達の入居希望にも応えていけるものと思っております。議員ご指摘の点は大事な事でもありますが、高齢者対策の面を念頭に置きながら、内部でも多方面から検討を加え町民に不自由をかけないような住宅政策を出来るよう努めていきたいと思っておりますので、現状をぜひご理解いただき、答弁とさせていただきます。と思います。

**谷議員** 先ほど町長も世帯向け住宅に一人で住んでいる数字を言いましたが、これは沓形・仙法志合せた数だと思ひますが、一点は、沓形が色々と便利が良いし職場が沓形にあり、ここに住みたいのにもかかわらず、仙法志の公営住宅に入居し



なければならぬ現状にあるようにも聞いております。また、現在、バリアフリー対応の公営住宅は何年も前から造られておりまして一二戸ほどありますが、杳形地区で言いますと、かなりの方が高齢化になっていく状況にあります。また、世帯で住むところに一人で住んでいる戸数は杳形二六戸、仙法志四戸があり、高齢化も進んでいることから、病院が近い方が良い訳でありますし、先ほど町長も申しておりますが、同じ棟に若い方が入ることにより、見守ってもらえるような環境にしたいだけならば、なお一層良いのかなと思っております。全部が高齢者にしてしまいますと火災や何かいろいろな面で困った時に手順がわからないなど問題も出てきますので、近い将来にバリアフリー対応住宅の建設に向けた検討をしていただきたく、町長の見解をいま一度お聞かせ願います。

**保野町長** 再質問にお答えいたします。今高齢と言いますか六〇歳代の後半だとか七〇代、八〇代の方々も世帯用の住宅に住んでいる人がおります。担当課もよく聞き取りをしております。その中にはたくさん部屋がある住宅よりもの部屋が少なく移りたという高齢者の方もいます。また、高齢者の人の受け皿をどうするかというのは、友愛や希望、またはほのぼのの荘に入所しなければならぬところまでいかなければならぬ高齢者の方々を一人住まいで暮らしてもらうための環境整備をすることは、住宅問題と並行して、高齢者対策として考えなければならぬものだと思います。そうなるように共同生活施設をつくった時に、食事などのお世話する人も合わせて考えなければならぬレベルのことになるものですから、それは単に住宅を建てて、部屋

だけ用意すればいいというものではない視点で対策を考えなければならぬという課題も一方ではあります。住宅関係は、役場内部でも話をしておりますが、公営住宅として建てるのが財源的にもよりベターなのか、また、別な財源を探しながら目的が合致して特定財源の確保も出来、そのような目的を持った住宅を建てることも出来ないものかどうかも含め、研究をすることにしております。さりとて来年度の予算に計上しますというお約束は出来ませんので、町民の中の話題や要望も聞き取っていただいていると思っておりますので、議員各位の声も受け止めながら、行政としてどういう対応が可能かもう一度内部で、前向きに町全体の住民対策として、検討させていただきます。ご理解をいただきますので、ぜひご理解をいただきます。と思います。

**谷議員** 町長の答弁で前向きに考えていると言うことで、一安心しているところでありますが、先ほど言われた世帯向け住宅に一人で住んでおりますと部屋数が多い事により、特に冬場は灯油代が結構掛かるわけでありまして、ワルムムの部屋であれば灯油代が半分くらいで済むのではないかと思っております。また、何回も繰り返しになります。やはり世帯向け住宅に一人で住んでいる方のところは空けて、そちらに移すようなことも考えていただきますとともに、高齢者ばかりを入れないで、同じ棟に若い人を入るような住宅政策を推進していただければと思っております。色々問題が発生してからは遅いと思いますので、出来る限り早めに検討していただき、すようお願いを申し上げます。これで終了いたします。

**保野町長** 今いただいたご質問、内部でもう一度検討して行きたいと思っております。

ただ早く空き室を求める方にもきちんとして対応出来る環境をつくらなければならぬものから、先ほどからお話いたしました、漁師道で来ての方が公営住宅を出て、浜のそばに住むほうがこれからの自分の職業を順調に進めるための環境になることも一方ではあると思われまので、役場全体、各課網羅した中でどのような町民の利便に配慮されるか、検討させていただきます。ぜひご理解をいただきます。と思います。



# 平成27年度 国民年金特集

第1号被保険者の1ヵ月分の保険料は…定額保険料 **15,590円**です

～ 3つの基礎年金があなたをサポートします ～

## 老齢基礎年金

40年間保険料を納めた場合  
**780,100円(満額)**

20歳から60歳までの40年間保険料を納めた場合、満額の年金が生涯受けられます。25年以上保険料を納めた期間があれば、納付期間に応じた額の年金が生涯受けられます。お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。

### ■支給を受けるために必要な期間は？

- 国民年金保険料を納めた期間
- 免除期間(学生納付特例・若年者納付猶予期間を含む)
- 任意加入できる人が加入しなかった期間(カラ期間)
- 厚生年金・共済組合等に加入した期間
- 第3号被保険者期間



これらを合計して**25年以上の期間**が必要となります。

## 障害基礎年金

1級障害

**975,100円**

2級障害

**780,100円**

国民年金加入中や被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間の病気やけがなどで、一定の障害の状態になったときに受けられます。

### ■保険料の納付要件

初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間が3分の2以上必要です。

### ■20歳前に初診日がある場合

20歳に達したときに障害の程度が国民年金の障害等級表1級・2級の状態にあれば、保険料の納付要件にかかわらず受けられます。ただし、本人の所得により支給停止となる場合があります。

## 遺族基礎年金

年金額 **1,004,600円**

(子が1人いる配偶者の場合)

(基本額780,000円+子の加算額224,500円)

国民年金加入中に死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間(原則として25年)を満たした方が死亡したときに、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または、「子」に支給されます。

支給は子が18歳に到達する年度の末日まで(子に障害がある場合は20歳まで)です。

### ■保険料の納付要件

死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間が3分の2以上必要です。



## 障害年金の初診日を確認する方法が広がりました!

障害年金の請求については、受給要件を満たしているか確認するために、初診日を明らかにすることができる書類（診断書等の医療機関の証明）の添付が必要でしたが、省令の改正により、平成27年10月1日から初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、**初診日を合理的に推定できるような一定の書類**により、本人が申し立てた日を初診日と認めることができるようになりました。

初診日を証明する書類がないとき、次の場合に審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

- ①初診日について第三者（隣人・友人・民生委員など）が証明する書類があり、他にも参考資料が提出された場合
- ②初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出され、保険料納付要件など一定の条件を満たしている場合



## 国民年金保険料の納め忘れがある方へ

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより、**平成27年10月から平成30年9月まで**の3年間に限り、国民年金保険料を納めることが出来ます。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

※年金制度が改正され、後納制度をご利用できる期間が過去10年から5年に変わりました。

（過去2年以内の未納分は、これまで通り後納制度を利用しなくても納付可能です。）

### ■ご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある方
  - ③65歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入中の方など
- ※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

\* 一般的な年金相談に関するお問い合わせ \*

「ねんきんダイヤル」

**0570-05-1165**

(ナビダイヤル)

受付時間：月 曜 日 午前8：30～午後7：00  
火～金曜日 午前8：30～午後5：15  
第2土曜日 午前9：30～午後4：00

\* この記事に関するお問い合わせ先 \*

利尻町役場くらし支援課町民係 ☎0163-84-2345  
日本年金機構 稚内年金事務所 ☎0162-32-1941



## 利尻高校より2名の生徒が派遣されました!

# 利尻高校米国研修留学事業

平成27年10月13日(水)～平成27年10月25日(日)

石川 大都君 松谷 きりさん



利尻高校では平成25年度より、利尻町・利尻富士町・マクドナルド友の会からの支援により、米国研修留学事業を行っています。

3回目となる今年度派遣されたのは、2年生普通科の石川大都君(利尻町)と松谷きりさん(利尻富士町)の2名。

石川君は「自分の言葉が現地の人にどの程度通じるか試してみたい。」

松谷さんは「現地の多くの人たちと話をして、自分の価値観を広げたい。」

と、それぞれの目的を持って研修に臨み、現地では、日本領事館訪問の他、ラナルド・マクドナルド生誕記念碑見学や墓参り、高校や大学を訪問し、利尻島のPR等を行い、実り多い研修になりました。

## 利尻町交通安全大会が開催されました!

利尻町交通安全大会が去る11月13日(金)開催されました。

当日は、稚内警察署宮崎係長の講話や、交通安全DVDの上映を行い、交通安全についてあらためて考える機会となりました。

また、今大会関連事業として、町内小学校5・6年生と中学生に交通安全に関する標語を応募していただき、小学生の部、中学生の部、それぞれ各1名の方に優秀賞を表彰させていただきました。

大会最後には、町内小中学校の児童・生徒を代表して沓形中学校 滝沢優人君からの「交通安全の誓い」と、出席者代表の利尻漁協仙法志支所勤務 立花昭裕さんからの「交通安全宣言」で大会を締めくくりました。



### 交通安全標語 優秀賞 作品

#### 【小学生の部】

沓形小学校6年生 江戸 拳慈 くん

**「歩いてて ながらスマホ 危険だよ」**

#### 【中学生の部】

沓形中学校3年生 石川 竜臣 くん

**「安全に 心にはいつも 初心者マーク」**



**交通事故死ゼロ 11月13日現在 2,284日**

交通事故死ゼロ2,500日を目標に交通安全運動を展開中です。ご協力をお願いいたします。



# 第15回 花づくりコンテスト 花づくり名人!



**最優秀賞** 福井利幸さん (富士見町)

## ～みどりと花いっぱい運動～

### 利尻町みどり豊かなまちづくり推進委員会事業

当推進委員会による「花づくりコンテスト」も今年で15回目を迎えました。今回は、最優秀賞に1作品、優秀賞に2作品、特別賞に1作品と、全部で4作品が入賞しましたので、その結果をお知らせします。

今後とも、楽しく住みよいまちづくりを推進するため、「みどりと花いっぱい運動」に対して、町民皆様のご協力をお願いします。



**優秀賞** 海老名凌一さん (神居)



**優秀賞** 神田久利さん (新湊)



**特別賞** 松村睦美さん (峯形本町)

## 高齢者温泉保養施設無料優待事業のお知らせ

このたび利尻町では、後期高齢者医療被保険者の方を対象に【**利尻ふれあい温泉入浴の無料優待**】を実施いたします。皆様の健康保持及び交流の場として活用ください。

1. 期 間／平成27年12月15日(火)～平成28年2月15日(月)
2. 場 所／利尻ふれあい温泉 (利尻町ふれあい保養センター)
3. 対 象 者／後期高齢被保険者の方 (利尻町に住所を有する方に限る)
  - 75歳以上の方で、「後期高齢者医療被保険者証」の交付を受けている方。
  - 65歳以上75歳未満の方で、一定等級以上の心身障がいを持ち、「後期高齢者医療被保険者証」の交付を受けている方。
4. 利用方法／利尻ふれあい温泉の受付で、「後期高齢者医療被保険者証」を提示願います。  
(保険者証の提示が無い場合は、通常利用料金がかかります)

 ご利用の際には、「後期高齢者医療被保険者証」を忘れずに提示してください 

## 借金お悩み電話相談について

あなたの借金のお悩みを電話でお話下さい。旭川弁護士会の弁護士が対応します。相談は無料、誰にも知られずに相談できます。

日 時：12月16日(水)～12月18日(金) 午前10時から午後6時まで

電話番号：0166-51-9527

お問い合わせ先：旭川弁護士会 (0166-51-9527)

# 除雪作業について

本年も本格的な降雪の時期を迎え、利尻町と稚内建設管理部利尻出張所では、除雪体制を整え冬期間の交通確保に万全を期してまいります。除雪作業を一層効率的に進めるため、次の事項について特に町民の皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

## ❄️ 除雪作業について

除雪車の出動時間は、各除雪センターより道道が午前5時、町道が午前6時に出動いたします。

大雪や吹雪により見通しがきかない場合、または降雪がなく道路が車の走行に支障がない場合は、除雪車は各センターにて待機しております。なお、夜間は緊急時を除き除雪を行いません。

## ❄️ 路上駐車について

毎年、路上駐車が多く見受けられますが、除雪作業を困難にするばかりではなく車が雪に覆われておると、除雪車が知らずに破損させるおそれがあり、また駐車によりその路線全部が除雪できない場合、命を守る緊急車両通行の妨げとなりますので、**路上駐車は絶対にしないようにしてください。**

故障及び吹雪等でやむなく駐車しなければならない時には、車幅などはっきりと確認できるように、立棒に赤布をつけるなどの措置をしてくださるとともに、この措置ができない場合は直ちに役場または稚内建設管理部利尻出張所へ連絡してください。なお、市街地の駐車は、防災上なるべく片側だけに駐停車するようにしてください。

**特に、通学路に指定されている歩道には、除雪の妨げとなりますので駐車をしないでください。**

## ❄️ 除雪作業に伴う破損及び障害物について

除雪作業中に除雪車が建造物に損害を与えた場合には、道路管理者（道道は稚内建設管理部利尻出張所、町道は利尻町役場まち環境整備課または仙法志支所）へ連絡してください。内容を調査して処理します。

なお、道路に駐車し車の確認ができない状態にある場合は、車の所有者負担になる場合がありますので、路上駐車については十分気をつけてください。また、ゴミ容器等を道路際に置いている場合も、風に飛ばされて路上に出てくる場合がありますので注意してください。

## ❄️ 道路上に雪を捨てないように！

道路へみだりに雪を捨てたり、除雪した雪を道路に押しだしますと交通に支障を及ぼしまた歩行者にも迷惑がかかりますので、このような行為はしないでください。

## ❄️ 屋根の雪おろしについて

道路側（歩道を含む）に屋根の雪が落ちるような家屋等については、『雪おろし』又は『雪どめ』等の処置を講じ歩行者等に事故のないよう特に留意してください。





## 消火栓、防火水槽等の付近に雪を捨てないように！

万一の火災に備え、絶対にこの付近には雪を捨てないように注意してください。



## 排雪作業について

排雪路線において、積雪の状況を見ながら排雪作業を行いますので、地区の皆様のご協力をお願いします。

なお、排雪作業等を実施する日は、事前に地区自治会長さん、またはIP告知端末を通じ周知いたしますので、自宅前の歩道等の雪出しにご協力してください。なお、緊急車両等の通行確保のため、雪出しは排雪当日にするようお願いいたします。



## 雪の捨て場について

商店等個人的に雪を捨てる方については、下記のとおり捨て場を指定しましたので、ご協力くださるようお願いいたします。

沓形地区 …… 沓形港（フェリーターミナル前岸壁）

仙法志地区 …… 仙法志漁港（上架施設奥）

## 稚内建設管理部から

# 除雪に関するご理解とご協力について

北海道の除雪体制につきましては、これまでも降雪、積雪による幅員の狭小や見通しの悪化、吹きだまりの発生などに対し、道民生活へ影響が生じないよう除排雪作業の実施に努めてきたところであります。

今後も引き続き、降雪や積雪の状況の把握に努めながら、作業の効率化により一層効果的な除排雪作業の実施に向けて取り組んで参りますが、道民の皆様のご協力が必要です。

つきましては、下記の件にご協力いただき、北海道の除排雪作業へのご理解をお願いいたします。

### 1. 道路への雪出しはやめてください

自宅敷地及び商店敷地などから雪を道路区域に出すことは、雪山を作り、道路の通行や通勤・通学の方、お年寄りの安全な歩行の妨げになります。

### 2. 自宅の出入口は各家庭で除雪をお願い致します

除雪作業の後には、各家庭の出入口に雪が残りますが、一軒一軒の間口除雪を行えませんので、各家庭で除排雪等をお願いします。

### 3. 路上駐車、歩道上の駐車、物の放置はやめてください

車道・歩道に駐車や物を放置されると、除雪作業の妨げになり、除雪されていない雪が残ってしまいます。

### 4. 歩道の通行に注意をお願いします

車道の除雪に重点を置くため、歩道が除雪されていないことがあります。このため、歩行者がやむなく車道を歩く場合は、車の通行に十分注意をお願いします。

また、車の運転をする方は、歩行者に十分注意をお願いします。

## 5. 除雪車に近づかないでください

除雪作業中に機械に近づくと、重大な事故が起きてしまいます。特に、幼児・児童などが除雪車に近づきますと、大変危険ですので、小さなお子様がいらっしゃる家庭では十分にご注意ください。

## 6. 夜間や大雪・吹雪時の通行に注意をお願いします

夜間は、大雪などで著しい通行障害のある時以外は、除雪致しません。また、暴風雪警報発表時などは、日中でも視界不良により除雪作業が危険な場合もあるため、除雪作業を中止する場合がありますので、通行については、気象情報等を確認のうえ十分注意をお願いします。

## 7. 悪天候により車が埋まった場合の連絡をお願いします

道道で車が埋まった場合、稚内建設管理部が救出することは行っておりません。なお、車を置いて避難する場合は、その後の除雪に支障が出る場合がありますので、**鍵及び目印をつけ、次にその旨をご連絡くださるようお願いいたします。**

※除排雪作業に関してのお問い合わせ、ご意見等は下記へお知らせください。

稚内建設管理部 利尻出張所 ☎0163-84-2008

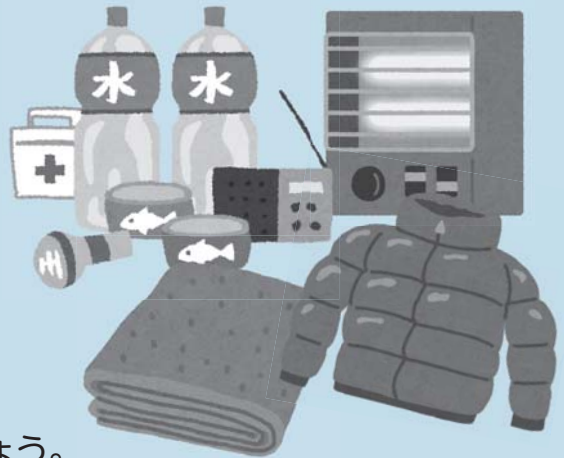
利尻町役場 まち環境整備課 ☎0163-84-2345

利尻町役場 仙法志支所 ☎0163-85-1011

# 雪による被害防止について

## ■家の中で安全に過ごすために

- 気象情報に注意して、暴風雪が予想されるときは、外出を避けましょう。
- 日頃から停電に備え、懐中電灯・携帯ラジオ・防寒具・ポータブルストーブ・灯油・非常食・飲料水などを準備しておきましょう。
- FF式暖房機などを使用している場合は、一酸化炭素中毒を起こすおそれがありますので、給排気口付近が雪でふさがれないように注意しましょう。



## ■車で外出するときに気をつけること

- 万一来て備えて、携帯電話を忘れずに所持しましょう。
- 車が立ち往生する可能性があるため、防寒着・長靴・手袋・スコップ・けん引ロープなどを車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して出かけましょう。また、万一来て備えて、飲料水や非常食も用意しておくとう安心です。
- 運転していて、地吹雪などにより危険を感じたら、無理をせずにコンビニエンスストアやガソリンスタンドなどで天気の回復を待ちましょう。



- 大雪や吹きだまりなどで車が立ち往生した時は、近くの人家などに必ず救助を依頼してください。
- 避難できる場所や近くに人家がない場合は、消防（119番）や警察（110番）に連絡して、車の中で救助に備えてください。
- 車が雪に埋まったときは、エンジンを切りましょう。マフラーが雪に埋まると排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こすおそれがあります。防寒などでやむを得ずエンジンをかけるときは窓を開けて換気し、こまめにマフラーまわりを除雪してください。

## ■除雪を行うときに気をつけること

### ●屋根の雪下ろしをするときは

- 複数で行う
  - はしごを支える。安全を確認する。
  - やむを得ず一人で行う場合は、家族や近所の人に声をかけて！
- 滑り止め
  - 靴やはしごに滑り止めをつける等の工夫を！
- 命綱を着けて
  - 面倒でも、腰に命綱つけて滑った場合や雪の急落に備えて！
- 周囲を確認
  - 屋根の下を通行する人や子どもに注意を！



### ●除雪機を使用するときは

- 服装に注意
  - 機械に巻き込まれないような服装を！
- 雪が詰まった場合
  - 機械トラブルが発生したときは、必ずエンジンを停止！
- 周囲を確認
  - 通行人や子ども等に注意を！



### ●その他の注意事項

- 屋根の雪に注意
  - 屋根の下を通るときは、『雪』や『つらら』に注意を！
- 除雪時の健康に注意
  - 無理に除雪作業は行わない。除雪作業で汗をかいたら着替えを！
- 気象情報に注意
  - 暴風雪警報や大雪警報が発表されたら、外出は控える。



## 【北海道の関連ホームページ】

- 暴風雪などによる被害防止について  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/boufusetu.htm>
- 除雪などによる被害防止について  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/yukihigai.htm>

# 地域おこし協力隊 (高齢者サポート隊員)を 紹介します!

地域産業の活性化や町・団体が取り組む地域活性化事業に従事する新たな人材を都市部から受け入れる「地域おこし協力隊」制度。利尻町では、平成22年度からこの制度の活用を始めました。この11月から1名の協力隊員を採用しましたのでご紹介いたします!



氏名 <sup>くら</sup> <sup>た</sup> <sup>なお</sup> <sup>き</sup>  
**倉田直樹** (26歳)

★出身地 茨城県那珂市

★これまでの経歴

千葉県松戸市にある介護施設で、施設の管理・請求業務を担当していました。

## ★活動内容

高齢者サポート隊員として、高齢者福祉に関する業務を行っています。

## ★島の第一印象

景色がとても綺麗で、ずっと見ていたいと感じました。

## ★協力隊としての目標

介護をする人、介護を受ける人、介護に関わる人全ての方が今よりもさらに元気に過ごせるようサポートしていきたいです。

## ★趣味、特技

趣味：釣り

特技：料理

## ★町民皆様へのメッセージ

地域おこし協力隊の活動はもちろんですが、自分にできる事は何でも全力でやっていきたいと考えています。1日でも早く町に馴染んで顔と名前を憶えていただけるように頑張ります。

よろしく願いいたします!



デイサービスのサポート風景

現在、利尻町では下記の職種の地域おこし協力隊を募集し、今後も地域活性化・まちづくりを推進して参ります。

- 博物館業務サポート隊員
- 社会教育推進員

※地域おこし協力隊の採用は、都市住民など地域外の方を対象にしています。



# 健診に行こう!!

第4回目は、介護に関する情報をお知らせいたします。介護の状況を知ることによって将来自分達の健康状態がどうなるか予測することができます。そして病気になるために今からできることに気づく事ができます。

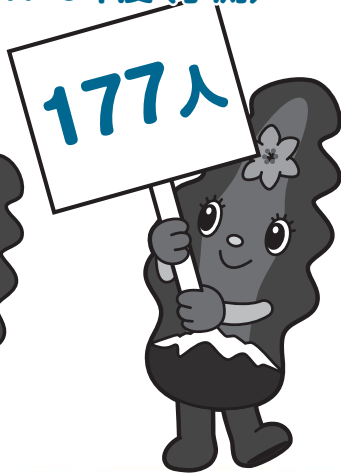
(くらし支援課)



## 利尻町の町民で介護認定を受けている方はどのくらい?

H29年度(予測)

H26年度



町全体の人口は緩やかに減少することが見込まれています。一方で65歳以上の高齢者が町民全体に占める割合はどんどん高くなっていきます。これらの状況からも介護の認定を受ける方の増加が見込まれています。介護認定を受けて介護サービスを利用することは、利用料の自己負担もかかりますし、サービス提供に係る多くのお金が皆さんが納めた介護保険料から支払われます。つまりサービスを使う方が増えれば増えるほど介護保険料の増加に繋がってしまうのです。

## 介護認定を受けている方はどんな病気にかかっているの?

平成25年度の状況では、①心臓病33.8%②高血圧症32.2%③脳疾患20.5%となっています。病気により生活上の困難さを負うことでサービスの利用に繋がってしまうのです。

## 介護保険の申請理由は何?

過去5年間の状況では、①認知症②整形外科疾患③脳血管疾患となっています。これらを予防することが介護を受けずにいつまでも自立した生活を続ける大切なポイントということです。

## 気になる認知症…でもどうやって予防できるか?

誰もが気になる認知症。「最近物忘れが…」というお話をよくうかがいます。生活習慣病と認知症は関連があるとされているのはご存じでしょうか?血管性認知症は脳梗塞や脳出血が原因となって発症することがあります。そのリスクを高める高血圧や糖尿病は、しっかりコントロールすることが重要です。今は困っていないからと健康診断を受けず、自分の体の状態を知らずに放置することは「認知症」になる可能性を大きくしていることになってしまいます。

### 正常値は?

血圧	収縮期	129以下
	拡張期	84以下
血糖	空腹時血糖	109以下
	HbA1c	5.5以下

### ～日ごろのひとコマをご紹介～

現在介護保険サービスを受けているAさん。若い頃は血圧が高くてもまったく気にしていませんでした。その結果、脳梗塞を起こしてしまったのです。「やっぱり健康は大切」「もっとあのときに気をつけておけば…」と後悔しています。「自分と同じようになってほしくない!だから健診を受けてほしい!数値が基準値を超えたのであれば病院を受診してほしい!」と話していました。

# 2016年版 「島自慢カレンダー」ができました!

「地域みんなで利尻自慢!」をテーマに、島内及び利尻島に縁のある方に「利尻のここが好き!」「ここが自慢!」そういった、とっておきの風景で2016年版の「島自慢カレンダー」を作りましょう!というコンセプトのもと、写真を募集したところ90点の応募があり、その中から12点の月を代表する自慢の風景でカレンダーを作ることが出来ました。

利尻町内各家庭には“カレンダー1部”を配付し、全国の希望者の方には販売もしますので、自宅に飾るのはもちろん、利尻を遠くはなれて暮らす知人・友人に贈ってあげても喜ばれるのではないのでしょうか!!

これからも自慢の風景を撮影され、またこのような機会があれば是非ご応募ください。

## 「2016島自慢カレンダー」を販売します!

ご希望の方には、完成した「島自慢カレンダー」を販売いたしますので、下記の点にご留意されてお問い合わせ、お申し込みください。

役場窓口及び仙法志支所での購入 1部 350円  
郵送等による購入 1部 500円 (350円+送料150円)  
(1部追加ごと5部まで350円を追加)

※例1: 5冊購入 350円×5冊+送料150円=1,900円

例2: 6冊購入 350円×6冊+送料300円=2,400円

- 郵送等による受取は、購入者宛にのみお送りします。複数の相手先に役場から送付することはできませんので、ご注意ください。
- 詳細については、利尻町役場まちづくり振興課企画振興係までお問合せ下さい。

電話: 0163-84-2345(代) Eメール: kikaku@town.rishiri.hokkaido.jp



## 自衛官採用試験のご案内

防衛省では、将来自衛官として技術分野で活躍する高等工科学校生徒を募集しています。

- 受験資格 / 平成28年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子  
(中学校卒業者または卒業見込者)
- 試験期日 / 平成28年1月23日(土)
- 試験場 / 自衛隊稚内地域事務所 (予定)
- 試験内容 / 5教科 択一式 (中学校卒業程度)、作文
- 募集締切 / 平成28年1月8日(金)
- 採用 / 平成28年4月上旬
- 概要 / 高等学校の普通科と同等の教育を受け、併せて各種技術の専門教育、防衛基礎学を学び、生徒課程終了時に高等学校の卒業資格を取得することができます。なお、給与の代わりに手当が支給されます。
- その他 / 推薦試験もあります。細部はお問い合わせください。
- 問い合わせ先 / 自衛隊稚内地域事務所 ☎0162-23-2721  
又は利尻町役場総務課総務係 ☎0163-84-2345





# 街をひと歩き

まちの話題にズーイン!



10月17日  
町民文化展示会



10月31日  
町民芸能祭



11月2日~14日  
町政懇談会

11月8日  
杓形保育所お遊戯会



11月15日  
仙法志保育所お遊戯会



# わが家の愛

りしりんが  
わが家の愛どるを  
紹介するよ♪



今回は、杓形保育所  
すみれ組の2人の  
お友達を紹介するよ!



## もか 國廣望翔ちゃん(4さい)

父：尚人 母：瑞季

保育園では妹の面倒を  
しっかり見てくれてありがとう。  
お家でもお手伝いを沢山してくれて  
助かっています。  
姉妹仲良く、これからも笑顔が  
かわいい望翔でいてね!



【お母さんから】

## みずき 服部瑞生くん(4さい)

父：啓悟 母：裕美子

体をいっぱい動かして遊ぶのが  
大好きな瑞生。  
家の中でもお姉ちゃんと走ったり  
跳ったりにぎやかだね!  
これからも元気にたくましく  
成長して行ってね!!



【お母さんから】



「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

## 歳末特別火災警戒を実施します!

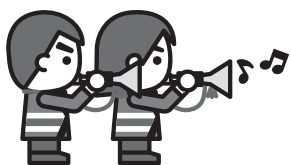
実施期間 12月24日から30日の7日間

今年も残すところわずかとなり、なにかと慌ただしい時期となりました。

例年通り消防署では、歳末特別火災警戒を実施します。

歳末特別火災警戒は、年末の生活の繁忙に加え、季節柄火気を使用する機会が多くなり、火災発生の危険性が増大することから、全町消防機関の警備体制を強化し、併せて町民の皆様への防火意識の向上を図ることを目的としています。

新しい年を穏やかに迎えるため、もう一度「我が家の火の用心」を心がけましょう。



- 寝タバコは絶対にしない。
- ストープの近くに燃えやすい物を置かない。
- 小さい子供をストーブの周りで遊ばせない。
- ガスコンロのそばを離れる時は必ず火を消す。
- 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。



《秋の火災予防運動に伴う 防火車両パレード》

### ★ ★ 防 火 ル ポ ★ ★

10月15日から10月31日までの間、火災予防運動が実施されました。

期間中は、消防署及び消防団合同で防火車両パレード、沓形仙法志婦人防火クラブ合同の防火教室、少年消防クラブによる防火夜回り等、主に火災予防の啓発活動を行い町民皆様に火災予防を呼びかけました。



《婦人防火クラブ 防火教室》



《少年消防クラブ 防火夜回り》



出動件数 火災2件 救急127件 (平成27年11月15日現在)





# ぴいぷる

(戸籍の動き) 2015年11月15日現在

## おみやみもうしあげます

- 11月6日 栄 浜 脇谷 義治 さん(78歳)
- 11月7日 神 磯 佐々木ソワ さん(86歳)
- 11月11日 (仙)本町 笹原貞一郎 さん(94歳)

## ● よせられた善意 ●

### 【指定寄附】

- ◆利尻町杓形字本町  
石岡 政 幸様より  
一金 200,000円  
(特別養護老人ホーム備品購入資金)
- ◆利尻町杓形字本町  
米田 利子様より  
一金 100,000円  
(特別養護老人ホーム備品購入資金)

ご厚志に対し厚くお礼申し上げます

## 平成28年 利尻町成人式のお知らせ

日時 平成28年1月3日(日) 午後2時  
会場 利尻町交流促進施設 どんと

平成28年の成人式該当者は、平成7年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた方が対象となります。

該当者には事前にお知らせをしておりますが、通知が届かなかった方や転出された方で出席を希望される方は、教育委員会社会教育係(☎84-2445)までご連絡ください。

## はじめまして! ベイビー

- 11月5日 島山 誠士 くん  
(仙)本町 [父:裕一]

## はっぴい・ういでいんど

- 11月11日 富士見町  
大窪 優美 さん  
戸部 瑞恵 さん

## ● ご厚情に感謝申し上げます ●

この度、次の方々から愛情銀行に金一封が預託されましたので、紙上を借りてお礼申し上げます。

- 杓形字日出町 齋藤ヨシエ様から、  
夫 齋藤昭三様の香典返しを廃して
- 杓形字泉町 長谷川タカ様から、  
夫 長谷川勝美様の香典返しを廃して
- 杓形字富士見町 蝦名チサ様から、  
夫 蝦名明四郎様の香典返しを廃して
- 仙法志字神磯 佐々木伴一様から、  
妻 佐々木ソワ様の香典返しを廃して
- 杓形字栄浜 脇谷幸子様から、  
夫 脇谷義治様の香典返しを廃して

【利尻町社会福祉協議会】



発行：利尻町役場 編集：くらし支援課町民係 印刷：(株)国境  
TEL 0163-84-2345 FAX 0163-84-3553  
利尻町公式ホームページ <http://town.rishiri.jp/>  
Eメール [choumin@town.rishiri.hokkaido.jp](mailto:choumin@town.rishiri.hokkaido.jp)  
(広報りしりに関するご意見ご要望は上記E-mailアドレスまでお寄せください。)



【まちの人口】 **2,214人** 世帯数 1,143世帯 男 1,064人 女 1,150人 (平成27年10月31日現在)